

質問書回答

2019年1月28日

「(案件名) パレスチナ医療機材整備計画準備調査」

(公示日 : 2019 年 1 月 16 日 / 公示番号 : 180615) について、質問の回答は以下のとおりです。

通 番			
	P.4 (5) 要請書の取付け	要請書の取付けの時期は現地調査のミニッツ協議と同時期になりますでしょうか。	できるだけ早い段階での取り付けを目指すものの、相手国政府の状況にも左右されるため現段階にて時期を明言することは困難です。遅くとも現地調査 2 までに要請書が取付けできるよう JICA は保健庁を促すとともに、コンサルタントチームにおかれては要請書の内容の技術的整理・支援を取付けまで行っていただくことを想定しております。
	P.6 (7) 税金情報の収集整理	所定の様式 (免税情報シート) をプロポーザル提出前に共有いただくことは可能でしょうか。	所定フォームを添付にてお送りいたします。
	p.11 配布資料 第 3 業務の目的・内容に関する事項 (特記仕様書案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ラフィディア病院の希望機材リストが配布されていないようです。配布をお願いします。 ・配布された希望機材リストの中に、ラフィディア病院の機材リストが含まれておりませんでした。要請機材は現地調査で確認との理解でよろしいでしょうか。 	ラフィディア病院の希望機材リストはこれまでの調査にて取り付けておらず、現地調査にてご確認いただくことを想定しております。これまでの経緯では、西岸、ガザ双方の保健庁に対し、JICA が正式に病院リストの作成を依頼したことはありません。ガザ 3 病院の機材リストは、これまでの JICA パレスチナ事務所の調査等を通じ、ガザ保健庁が独自に自ら作成して JICA へ提

通 番			
			<p>出があったものであり、西岸保健庁との調整が働いたものではないことから、逆に言えばガザの真のニーズが現れたものです。今回の調査にあたっては、西岸保健庁へリストの作成、提出を依頼し取り付けるとともに、ガザ保健庁に対してもこれまでいただいているリストの確認、見直しも行なっていただくことを想定しております。</p>
	<p>P11 6. その他留意事項 (3) 安全管理</p>	<p>安全管理に関するイスラエル側の協力体制構築の確認は取れていますでしょうか。</p>	<p>イスラエル側で西岸及びガザを管轄する治安機関とは常時連絡を JICA パレスチナ事務所が取り合っており、西岸、ガザともに問題が発生した場合には、すぐに連絡を取り、情報を受け次第、コンサルタントチームに提供します。他方、コンサルタントチームにおかれては、そもそもそのようなイスラエル側との調整が発生しないような安全管理対策を JICA 事務所、安全管理部とも常時連絡を取りながら講じていただくこととなります。こうした体制下でこれまでイスラエル側との調整が必要な大きなトラブルは起きておりません。本案件に関しても、まずは JICA の設定する安全管理基準を順守いただき、活動の計画、実行をお願いいたします。 コンサルタントチームがパレスチナへ到着後、JICA パレスチナ事務所安全管理担当者からの安全ブリーフィングを全員に行います。</p>
	<p>P11 6. その他留意事項</p>	<p>パレスチナ・イスラエル間の検問において車両の乗り換</p>	<p>西岸で活動する場合には、JICA パレスチナ事務</p>

通番			
	(3) 安全管理	えは必要になりますでしょうか。	<p>所の使用しているタクシー業者（西岸とイスラエルと双方を行き来できる特別な車両のナンバープレートを保持。）を紹介致しますので、そちらを使っていただければ検問での乗り換えは不要です。基本的に、西岸地区で通常走っている車両はイスラエル側には出域できませんので、それらの車両を利用する場合には、検問での乗り換えが必要です。</p> <p>ガザについては、外交ナンバーを持っている車両の入域等を除き、基本的にガザの検問（エレッツ）は徒歩で越えていただく必要があります。エレッツ検問までタクシー等の車両で来ていただき、その後は、徒歩で検問を越え、その後ガザ側で待っている防弾車に乗り込んでいただき、ガザ内での活動をしていただくこととなります。出域の際も基本的には徒歩での出域となりますので、車両の乗り換えが必要です。</p>
	P11 6. その他留意事項 (3) 安全管理	パレスチナ・イスラエル間の検問通過にかかる時間はどの程度を想定することが適当でしょうか。	<p>イスラエルから西岸（ラマッラ）への入域に関しては、特定の検問を使用いただくことで、時間がかからない形で入域いただくことは可能です。</p> <p>他方、イスラエル側への出域の場合には、一般のパレスチナ人が使用する検問をコンサルタントチームも使用することになりますので、その時の状況（渋滞状況や治安状況）によって、検問を越えるためにかかる時間が違ってきます。</p>

通 番			
			<p>日本人が検問を越える場合、特段のチェックはないか（そのまま通過）もしくはパスポートの提示を求められるかのいずれかです。検問の通過自体に時間がかかるわけではありませんが、西岸の検問においてはパレスチナ人も日本人も同じ列で待つ必要がありますので、他のパレスチナ人が検問にチェックを受けるのに時間がかかれば、日本人も同じように、自分たちの順番が来るまで待つ必要があるという意味で時間がかかります。その意味において、時間に余裕を持った活動計画が必要です。また日本人だからということで、待ち時間を短くしてもらうなどの調整はできません。</p> <p>ガザについては、窓口の混雑状況にもよりますが、イスラエルの検問での入出域手続きと、ガザ側での入出域手続きとで、入域手続きを2回行う必要がありますので、通常ですと30分～1時間程度見ていただく必要があるかと思えます。イスラエル側への出域に際しては、遅くとも検問が閉まる1時間前（14：00）にはガザ側での検問の手続きを開始するようにお願いしております。</p>
	P11 6. その他留意事項 (3) 安全管理	検問が開いている時間が限定されていますので、通過にかかる時間を短縮する手続きを行うことが現地で必要になりますでしょうか。	西岸については、主要検問は24時間空いていますが、現状、日没後の検問の通過は事務所の安全管理基準で禁止とされております。 ガザについては、事前に入域及び出域のための

通 番			
			<p>イスラエル側及びパレスチナ側への申請手続きが必要です。3週間前には、パスポート情報等の必要な情報を事務所に提出いただき、申請手続きを開始します。</p> <p>ガザのチェックポイントの開門時間は8:00～15:00です。出入域に関しては、緊急事態を除き、申請通りの出入域を行う必要がありますので、直前に日程を変更することが難しい場合があります。</p> <p>前述のとおり、ガザの場合においても、スムーズな手続きのために、パレスチナ事務所においてイスラエル側、パレスチナ側との調整を行いますが、やはり窓口の混雑具合により、30分～1時間かかる場合がありますので、余裕を持った出入域計画が必要です。</p>
	P11 6. その他留意事項 (3) 安全管理	パレスチナ・イスラエル間の検問通過に関する手続き等の情報を受注後に共有していただくことは可能でしょうか。	共有いたします。
	P11 6. その他留意事項 (3) 安全管理	イスラエルの総選挙が4月9日に予定されているようですが、4月上旬に現地調査を行う時期の変更はありませんでしょうか。	JICA パレスチナ事務所では、総選挙に伴う治安情勢を在イスラエル日本大使館、在ラマッラ日本政府代表事務所と収集しておりますが、現時点では、ガザ地区及び西岸地区ともにコンサルタントチームに活動していただくことが可能です。他方、調査開始予定の4月の治安情勢を現時点で正確に見通すことはできません。一般的にイスラエルの総選挙前後は、イスラエルのガ

通番			
			<p>ザ及び西岸への締め付けが強くなる傾向があることから、引き続き情報収集を継続していきます。なお、治安の悪化が今後予想されるような事案が発生した場合、軍事衝突は発生していない場合であっても、予防措置としてガザ地区への入域を一時的に禁止する、西岸での活動範囲を縮小していただく等の対応をとる場合があります。これらの判断は JICA パレスチナ事務所よりコンサルタントチームに共有されますので、それらにそった活動計画の変更をお願いさせていただくこととなります。</p>
P11 6. その他留意事項 (3) 安全管理	治安情勢に鑑み、滞在中のトラブルを回避するために、公用在留資格が必要になりますが、公用旅券取得のために渡航の1ヶ月以上前から手続きを開始することになりますでしょうか。	治安情勢に鑑み、滞在中のトラブルを回避するために、公用在留資格が必要になりますが、公用旅券取得のために渡航の1ヶ月以上前から手続きを開始することになりますでしょうか。	公用旅券に関しては渡航に間に合うようご準備いただくこととなります。書類がそろっていれば申請後取得までに通常1ヶ月はかかりません。
P11 6. その他留意事項 (3) 安全管理	・外務省渡航情報が「渡航延期勧告」以上の地域に加え、日常的に主として西岸（全域）での業務を担当している場合も、戦争特約加入対象とすることになります。今回は戦争特約に加入することによろしいでしょうか。	・外務省渡航情報が「渡航延期勧告」以上の地域に加え、日常的に主として西岸（全域）での業務を担当している場合も、戦争特約加入対象とします。具体的には以下の地域です。 ・ガザ地区及び同地区との境界周辺 ・ヨルダン川西岸地区（ジェリコ、ベツレヘム、ラマッラ及びこれら3都市とエルサレムを結ぶ幹線道路、西岸内の国道1号線及び90号線を除く）及びその境界周辺 ・レバノン国境地帯	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省渡航情報が「渡航延期勧告」以上の地域に加え、日常的に主として西岸（全域）での業務を担当している場合も、戦争特約加入対象とします。具体的には以下の地域です。 ・ガザ地区及び同地区との境界周辺 ・ヨルダン川西岸地区（ジェリコ、ベツレヘム、ラマッラ及びこれら3都市とエルサレムを結ぶ幹線道路、西岸内の国道1号線及び90号線を除く）及びその境界周辺 ・レバノン国境地帯
		・本事業はプレ公示段階でパレスチナが「紛争影響国・	プレ公示での記載が正しく、パレスチナは「紛

通番			
		<p>地域」(一般管理費等率の上限への10%加算)の対象から外れる旨記載があり、この点は追ってガイドライン等に反映されると記載がありました。</p> <p>他方、本事業企画競争説明書には上述のような記載が一切ないため、現行の『コンサルタント等契約における経理処ガイドライン』(2018018年5月版)の11頁目の「3. 一般管理費等」の記載ではパレスチナが紛争影響国・地域として分類されております。このガイドラインに基づく見積書を作成するのであれば、一般管理費等率上限に10%加算をするという方針を採用する必要が生じますが、本事業は最終的に、どちらに分類されますでしょうか。</p>	<p>争影響国・地域」(一般管理費等率の上限への10%加算)から外れており、ガイドラインは追って修正することになっております。</p>
P11 6. その他留意事項 (3) 安全管理		<ul style="list-style-type: none"> ・外務省渡航安全ホームページにおいて、ガザ地区及びその境界周辺に対しては、これまでも危険情報レベル3「渡航は止めてください(渡航中止勧告)」を発出しています。防弾車輛等の手配が必要になりますが、現地の見積書の取得は難しい状況ですので、JICA 事務所で手配をいただくことは可能でしょうか。 ・昨年度の「パレスチナ自治区保健医療セクター情報収集・確認調査」のガザ地区の現地踏査には貴機構より防弾車両の運行手配がなされたと理解しております。本事業の調査においても、防弾車両の便宜供与をお願いすることは可能でしょうか。 ・今回ガザ地区内の調査も含まれていますが、当該地区内は貴機構所有の防弾車をお借りできるという認識でよろしいでしょうか。 	<p>コンサルタントチームに対しては、特別な場合を除き、国際機関から防弾車を借りていただくことを想定しています。国際機関側との調整はJICA パレスチナ事務所で行いますが、支払いはコンサルタントチームから行っていただく必要がありますので、防弾車の借り上げ費用(1日: 301米ドル、運転手付き、運転手を除く4名乗り)を別見積もりにて積算願います。</p> <p>尚、防弾車は事務所に1台置いていますが、基本的には官団員用、事務所員用に置いておりますので、コンサルタントチームが1週間など一定の期間滞在する場合には、国際機関からの貸与をお願いしています。</p>

通番			
		またその場合、使用可能な防弾車台数と乗車可能人数をご教示ください。	

以上

UPDATED:** × × th, 20●●

Information on Tax Exemption in
(name of country)

[Sheet 1 Tax with respect to corporate income \(Corporate Tax\)](#)

[Sheet 2 Tax with respect to personal income \(Personal Income Tax\)](#)

[Sheet 3 Indirect taxes such as Value Added Tax \(VAT\)](#)

[Sheet 4 Custom Duties and related fiscal charges with respect to the import and/or re-export of materials and equipment](#)

[Sheet 5 Other taxes or fiscal charges](#)

Followings are JICA internal use ONLY

Person in charge in JICA office (Name, Name of the office, E-mail)

更新日：●●年●●月●●日

●●国免税情報シート

[\(シート1\) 企業の所得に課される税金 \(法人税など\)](#)

[\(シート2\) 企業の従業員の所得に課される税金 \(個人所得税など\)](#)

[\(シート3\) 付加価値税 \(VAT\)等の間接税](#)

[\(シート4\) 資機材の輸入及び再輸出の際に課される税金や手数料](#)

[\(シート5\) その他、優先的に免税を確保すべき税目](#)

以下、JICA内部情報

在外事務所の担当者 (名前、連絡先) :

Update History

Developed: ** × × th, 20●●

Updated :

(name of country)

Sheet 1 Tax with respect to corporate income (Corporate Tax)

[Points of Attention] [Reference]							
Items	Exemption	How to exempt	Applicable Law	rate(%)	How to calculation	Necessary Information	Previous Results, Lessons and Learned, etc
						Organization in charge : Procedure : Duration :	
						Organization in charge : Procedure : Duration :	

(name of country)

Sheet 2 Tax with respect to personal income (Personal Income Tax)

[Points of Attention] [Reference]							
Items	Exemption	How to exempt	Applicable Law	rate(%)	How to calculation	Necessary Information	Previous Results, Lessons and Learned, etc
						Organization in charge : Procedure : Duration :	
						Organization in charge : Procedure : Duration :	

(name of country)

(Sheet3) indirect tax etc (such as VAT, Commercial Tax)

[Points of Attention] [Reference]							
Items	Exemption	How to exempt	Applicable Law	rate(%)	How to calculation	Necessary Information	Previous Results, Lessons and Learned, etc
						Organization in charge : Procedure : Duration :	
						Organization in charge : Procedure : Duration :	

(name of country)

(Sheet4) Duties etc.

[Points of Attention]
[Reference]

Items	Exemption	How to exempt	Applicable Law	rate(%)	How to calculation	Necessary Information	Previous Results, Lessons and Learned, etc
						Organization in charge : Procedure : Duration :	
						Organization in charge : Procedure : Duration :	

(name of country)

(Sheet 5) Other taxes and levies

[Points of Attention] [Reference]							
Items	Exemption	How to exempt	Applicable Law	rate(%)	How to calculation	Necessary Information	Previous Results, Lessons and Learned, etc
						Organization in charge : Procedure : Duration :	
						Organization in charge : Procedure : Duration :	